

議会運営委員会記録

1 日 時 令和7年6月2日(月曜日)
開 会 午前10時42分
閉 会 午前11時04分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人
委員長 鋪 田 博 紀
副委員長 江 西 照 康
委 員 柏 佳 枝
// 織 田 伸 一
// 久 保 大 憲
// 松 井 邦 人
// 金 谷 幸 則
// 舎 川 智 也
// 高 田 真 里
// 東 篤

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者
議 員 金 山 茜
// 野 上 明 人
// 福 田 敏 彦
// 金 井 毅 俊
// 大 島 満
// 谷 口 寿 一

議 員	市 田 龍 一
//	尾 上 一 彦
//	村 上 和 久
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	本 郷 由 佳
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課副主幹（調査係長）	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	江 部 なな恵

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に金谷委員、舎川委員
を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項の1番目、意見書提出要請の請願
の取扱いについてであります。
このことについては、去る5月9日の本委員会にお
いて、6月定例会に向け協議することとしておりま
した。
それでは、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

松井委員 私たちの会派では、前回、議会事務局から説明があ
った案を基本的な流れとしていいのではないかと考
えています。
まず、意見書の案文の作成方法に関してですが、意
見書提出要請の請願については、これまで大半が意
見書の案文も添付された状態で提出されていました
ので、そのことを考えると、正・副委員長で表現の
仕方だけを微調整し、委員会で諮っていただくとい
う形がいいのではないかと。
その上で、委員会で全会一致の賛成となれば委員全
員で本会議に提出し、全会一致とならなかった場合
は賛成された方々だけで提出して審議するという形
でいいのではないかと考えています。
また、もしも請願に意見書の案文が添付されていな
かった場合に提出する意見書をどのように作成する
のかについては、賛成された方々と請願を出された
方々との意見交換していただき、その定例会で提出
できないときは次の定例会で提出するという形で考
えればいいのではないかと考えています。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、それでは、ただいまの富山市議会自由民主党、松井委員の意見ですと、まず、意見書の案文の作成については、請願には案文がついていることが多いので、それをベースに調整して素案を作成して委員会で諮る、次に、意見書の提出者については、全会一致の賛成の場合は委員全員、賛成多数の場合は賛成委員において行う、また、案文の添付がない場合は委員会で意見交換して作成していくという提案でしたが、そのように取り扱ってよろしいですか。

久保委員 ちょっといいですか。
あくまで案を示されただけで、決定まで行くとは思っていませんでした。
委員会で賛成多数となったときに賛成者だけで提出すると、委員会の総意とは異なることになりますので、委員会で賛成多数となったのであれば当然、委員会として提出するべきではないかと。
今のお話は、委員会で全会一致の賛成とならなかった場合、賛成多数のときは賛成者のみで提出するという提案でしたよね。

委員長 松井委員に確認します。

松井委員 なぜそのように言ったのかというと、今後のことも含めてですけれども、例えば委員会で決まったからといって委員会として提出した場合、委員会の中で少数意見だった方たちが本会議では会派として反対したいというときに、委員会として提出したものに対して本会議で反対するというのはちょっと違うのではないかという思いがあるからです。
委員会で全会一致になれば委員全員で提出することはいいと思いますけれども、全会一致にならなかった場合は賛成者のみで提出するべきなのかなと感じています。

久保委員 事務局に確認したいのですが、例えば条例改正などの議案の審査において、委員会で反対討論がなされ

た上で賛成多数で可決され、本会議で委員長報告をした後、同じ人が反対討論をしたことが過去にあったような気がするのですけれども、制度上、委員会で賛成多数となると、本会議では反対できないといった背景があるのですか。

議事調査課長 過去にそのような例があったのかどうかは確認してみないと分からないのですけれども、委員会での賛否と本会議の採決での最終的な賛否は違っていても問題ないと思います。

久保委員 委員会で賛成多数となり採択したけれども委員会としては意見書を出さないという仕組みになるのは私はちょっと違和感があるので、もう少し調査・研究させていただければいいのかなと。
それ以外については、富山市議会自由民主党さんの御提案で概ねいいのではないかと私は思います。

舎川委員 私たちの会派からの提案ですけれども、あくまでも賛否が割れた場合は委員会としてではなく賛成者だけで提出するようなイメージなので、それで理解を得られないものかと思うのですが、どうですか。

久保委員 委員会が意見書提出要請の請願を採択するのですよね。採択するけれども委員会としてではなく賛成者だけで提出すればいいというのは、ちょっと違うのではないかと。委員会としては請願の採択を決めたのですから、まずは委員会として意見書をつくって議会に上程するという流れが本質ではないかと思うのです。

委員長 事務局に確認しますが、例えば議会運営委員会で意見書が全会一致の賛成となった場合、委員会としては提出していないのですか。

議事調査課長 議会運営委員会において、意見書提出要請の請願・陳情や会派から提出された意見書（案）などが全会一致の賛成となった場合は、議員提出議案として提

出しております。議会運営委員会としては提出して
おりません。

委員長 議員提出議案として出している。

舎川委員 委員会に付託されて不採択になった場合に、請願人の
願意を酌んだ賛成の方が所定の人数を集めて提出する流れに
すればいいのではないかという提案でよろしいですね。

委員長 提案者の松井委員に確認しますが、例えば議会運営
委員会では、全会一致で賛成となった場合であっても委員会
としての提出ではなくて議員提出議案という形になっている
のですが、そのようなことを想定して提案されているのですか。

松井委員 議会運営委員会のイメージで考えてはいたのです
けれども、何かというと、例えば今の国会の少数与党のよう
になった場合、過去に部門別常任委員会でもそれに近いこと
があったと思うのですが、否決にしたいけれども反対委員の
人数が足りなくて賛成多数になると。それを委員会として
提出したときに、本会議では反対したいのだけれども、委員
会で決まったものに対して本会議で反対するのはどうなのか
というふうに言われるのではないかという思いがあったので
す。そのように意見が割れた場合は、賛成された方たちから
本会議に提出していただくほうが流れとしてはスムーズなの
ではないかという思いで言っています。

委員会では全会一致の賛成になればいいと思うのですが、
万が一賛否が分かれた場合に本会議に提出するときのことを
考えると、議会全体では多数を占めていたとしても、個別
の委員会では多数を占めないということも今後もしかしたら
起こり得るのではないかと。ですので、委員会で賛否が分か
れたときは、賛成された方たちから提出していただく形のほう
がいいのではないかと考えます。今の議員構成ではそのような
ことは起こらないかもしれませんが、

今後のことも含めて考えると、そのような流れのほうがいいのではないかと考えて提案しました。

久保委員

少し整理させていただくと、先ほど舎川委員が言われたように不採択となった場合は、賛同者を集めて議員提出議案として提出することで何の問題もないと私も思います。提出者がその委員会に所属していたとしても問題ないと。

また、議会運営委員会での意見書の取扱いについては、全会一致の賛成の場合は全委員で出しましょうと。全会一致でない場合は、4人以上の連名で議員提出議案として出してくださいという流れだったのだと思います。これもいいと思うのです。

ただ、今回の意見書提出要請の請願に関しては、明らかに委員会で賛否を決めますから、委員会として意見書を出すという決定をしておきながら意見書の作成に全く関わらないというのは委員会での採決と乖離してしまうので、委員会で採択したからには、反対者がいたとしても委員長、副委員長が原案をつくって、委員会として提出すると。委員長が委員長報告と議員提出議案の提出、意見書の提出を担うべきではないかと思しますので、この場で慌てて結論を出さずに、少し調査・研究してはどうですか。

委員長

ほかの会派の方はいかがですか。

柏委員

委員会で賛否が分かれたときに委員会として意見書を出すとなると、例えば委員会では反対した方たちもみんな名前を連ねることになると思うのですけれども、公明党としては、委員会と本会議で賛否に違いが出てくる点が少し気になります。

東委員

話を聞いていると、細かいところをめぐって若干のすり合わせが必要だと感じています。実際に難しいところがあると私も思ったので、まだお互いにすっきりしない中で今日決めてしまうのはちょっと無理があるのかなと。もう一度会派に持ち帰って、今日出た意見について協議して、今後の委員会で再度協

議するのがいいのかなと思います。

委員長

それでは、意見の一致が見られなかったので、この件については継続協議として、6月定例会は現行どおり進めるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項の2番目、質問順序についてであります。

このことについては、去る5月9日に開催されました本委員会において、所属議員数が同じ会派間で御協議の上、事務局に報告するようお願いしておりましたが、現時点で質問順序に関する報告はないとのことでした。

そこで、所属議員数が同じ会派、1人会派の質問順序について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

松井委員

今1人会派は9つあるので、今までのルールであれば、本来は1人会派の皆さんで順番を決めていただくことが一番いいのかなと思うのですが、そうすると、当局が答弁をつくるための勉強会の順番などもなかなか組みにくくなると思います。

そのため、議会運営委員会で質問順序をある程度決めたほうがいいのではないかと思います。1人会派については、期数や年齢などにより、日本共産党さんから始まる会派順が決まっていると思います。6月定例会はその順番どおりの質問順序とし、質問された方は、9月定例会では6月で質問されなかった方の後ろにつくというルールを決めて運用したほうがスムーズなのではないかと思います。

どうお伝えすればいいのか、なかなか分かりにくいのですが、イメージとしては、質問された方たちが質問されなかった方たちの後ろにつくのですが、後ろにつく順番も日本共産党さんから始まる会派順をそのまま踏襲するという流れを繰り返せばいい

いのではないかと思います。

委員長 ほかに意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 特にないようですので、改めて確認しますが、まず1人会派の質問順序を会派順とすることをあらかじめ決めておいて、質問した会派は、次の定例会では会派順のとおり後ろにつくという意味合いでよろしいですか。

松井委員 はい。

委員長 そうしますと、今、会派順は日本共産党、太政、政風会、気魄、政策フォーラム32、日本維新の会、未来をつくる、みどり、参政党議員会の順となっておりますが、例えば、日本共産党さん、政風会さん、気魄さん、政策フォーラム32さんが6月定例会で質問された場合、9月定例会では会派順に後ろに下がっていただいて、太政さん、日本維新の会さん、未来をつくるさん、みどりさん、参政党議員会さん、その後ろに日本共産党さん、政風会さん、気魄さん、政策フォーラム32さんの順に並ぶというように、言葉で説明するとややこしいのですけれども、会派順を基にあらかじめ質問順が決まっていて、質問された会派の方々はその順番で後ろにつくということです。

ほかに何か御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 特にないようですので、それではそのように決定したいと思います。

次に、協議事項の3番目、一般質問についてであります。

4月の改選により、新たに議員となられた方々もおられることから、過去の一般質問における注意点に

ついて私のほうから御説明を申し上げます。

お手元に配付の資料を御覧ください。

資料を読み上げてまいります。

まず、（１）選択した質問時間に見合った質問の量となっていないため、質問時間内に全ての質問を行うことができないことや、市当局が十分な答弁を行えないケースがあると。これは先ほどの議案説明会で議長からも説明があったとおりでございます。出典は口頭申し合わせ事項で、「一般質問の質問数は、通告時間に見合った量の質問とする。一般質問は、当局の答弁時間も考慮し、選択した質問時間で収まる一般質問の量とする。」とされております。

（２）一般質問において「〇〇〇については、〇〇議員からも質問がありましたが、改めて答弁を求めます」など、重複した質問を行うケースがあると。「各議員において、質問の重複をさけるように配慮する。」ということも口頭申合せ事項に載っておりますので御確認ください。

（３）一般質問の通告内容が詳細でなかったため、市当局が答弁に苦慮するケースがあると。通告内容には具体性がなければならないということで、単なる質問事項のみで要旨が記載されていない通告は、議長は受理できないし、また受理すべきでないということが議員必携１５８ページに記載されています。

（４）一問一答方式での質問において、複数の質問を１つにまとめて一度に質問するケースがあると。これは一問一答の趣旨を十分に理解して質問してください。

（５）一般質問において、資料、文書等の印刷物を掲げ示すケースがあると。一般質問時におけるパネル等の使用は認められておりません。説明の補助手段として、許可を得て紙資料の配付は可能であります。これも口頭申合せ事項に入っております。また、平成２４年６月定例会において一般質問時に新聞記事を提示した際に、議長より、資料は提示しないようにと注意されたケースがありましたので、この点についても十分御注意いただきますようお願いいたします。

この資料については、後ほど全議員にチームズにて配付いたしますので、各会派において十分に内容を確認していただき、6月定例会に臨んでいただければと思います。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

ここで、私のほうから1点御報告いたします。

仮議長の選任についてであります。

このことについて、これまでは、定例会の初日に仮議長の選任を議長に委任する件を議題とし、議長が仮議長を選任しておられましたが、去る5月22日に開催されました各派代表者会議において協議が行われ、令和7年6月定例会からは、必要なときに行うこととなりますので、御承知おきください。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 7 年 6 月定例会
(令和 7 年 6 月 2 日)
議会運営委員会記録署名

委 員 長 鋪 田 博 紀

署名委員 金 谷 幸 則

署名委員 舎 川 智 也